

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議に
ついて

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を別記のとおり変更すること
について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第291条の11の規定により、議会の議決を求
める。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日兵庫県指令市振第2297号）の一部を次のように変更する。

第11条第1項中「副広域連合長1人」を「副広域連合長2人」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく兵庫県知事の許可を受けた日から施行する。